
1年合格総合コース

体験講義② 民法Ⅱ

参照条文・関連過去問

※ ガイダンステキストに関連する条文・過去問を載せています。

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

【参照条文】

(天然果実及び法定果実)

第 88 条

物の用法に従い収取する産出物を天然果実とする。

- 2 物の使用の対価として受けるべき金銭その他の物を法定果実とする。

第七章 留置権

(留置権の内容)

第 295 条

他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる。ただし、その債権が弁済期にないときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、占有が不法行為によって始まった場合には、適用しない。

(留置権の不可分性)

第 296 条

留置権者は、債権の全部の弁済を受けるまでは、留置物の全部についてその権利を行使することができる。

(留置権者による果実の収取)

第 297 条

留置権者は、留置物から生ずる果実を収取し、他の債権者に先立って、これを自己の債権の弁済に充当することができる。

- 2 前項の果実は、まず債権の利息に充当し、なお残余があるときは元本に充当しなければならない。

(留置権者による留置物の保管等)

第 298 条

留置権者は、善良な管理者の注意をもって、留置物を占有しなければならない。

- 2 留置権者は、債務者の承諾を得なければ、留置物を使用し、賃貸し、又は担保に供することができない。ただし、その物の保存に必要な使用をすることは、この限りでない。
- 3 留置権者が前二項の規定に違反したときは、債務者は、留置権の消滅を請求することができる。

(留置権者による費用の償還請求)

第 299 条

留置権者は、留置物について必要費を支出したときは、所有者にその償還をさせることができる。

2 留置権者は、留置物について有益費を支出したときは、これによる価格の増加が現存する場合に限り、所有者の選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還させることができる。ただし、裁判所は、所有者の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。

(留置権の行使と債権の消滅時効)

第 300 条

留置権の行使は、債権の消滅時効の進行を妨げない。

(担保の供与による留置権の消滅)

第 301 条

債務者は、相当の担保を供して、留置権の消滅を請求することができる。

(占有の喪失による留置権の消滅)

第 302 条

留置権は、留置権者が留置物の占有を失うことによって、消滅する。ただし、第 298 条第 2 項の規定により留置物を賃貸し、又は質権の目的としたときは、この限りでない。

【司法書士本試験問題 午前 H19-11】

留置権に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。

ア 留置権は、目的物を占有していなければ成立せず、目的物の占有を失うと消滅する。

イ 留置権は、物に関して生じた債権に停止条件が付されている場合において当該条件の成否がいまだ確定しないときであっても、当該物について成立する。

ウ 留置権者は、留置物から生ずる果実を収取し、他の債権者に先立って、これを自己の債権の弁済に充当することができる。

エ 留置権者は、被担保債権の全部の弁済を受けるまで目的物を留置することができる。

オ 留置権は、留置物の滅失によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。

- 1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

正解 4

- ア ○ 民法 302 条本文。留置権は、物権の一般的消滅事由（目的物の滅失、放棄、混同等）及び担保権の一般的消滅事由（弁済、被担保債権の消滅時効等）によって消滅するほか、留置権特有の事由（民法 298 条 3 項、301 条、302 条）によっても消滅する。この留置権特有の事由のひとつに、留置権者が留置物の占有を失うことがある（民法 302 条本文）。留置権の成立要件であり存続要件である占有を失うことは、その本質的作用が不能になるからである。従って、本記述は正しい。
- イ × 留置権が成立するには、その債権が弁済期にあることが必要である（民法 295 条 1 項ただし書）。弁済期前に留置権を認めると、債務の履行を強制することになるからである。よって、停止条件の成否が確定していないときは、いまだその債権は弁済期にないことから、留置権は成立しない。従って、本記述は誤っている。
- ウ ○ 民法 297 条 1 項。留置権者は、留置物から生ずる果実を收取し、他の債権者に先立って、これを自己の債権の弁済に充当することができる（民法 297 条 1 項）。留置権には、優先弁済権や使用収益権が認められていないが、果実は比較的少額のものであるから他の債権者を害するおそれがないとして、特に認められたものである。従って、本記述は正しい。
- エ ○ 民法 296 条。留置権者は、債権の全部の弁済を受けるまで、留置物の全部についてその権利を行使することができる（民法 296 条）。いわゆる「留置権の不可分性」であり、これは担保力を強化するためにある。従って、本記述は正しい。
- オ × 目的物が、売却、賃貸、消滅又は毀損によって金銭その他の物に化体した場合は、担保物権者は、これらに対して権利を行うことができる（物上代位性）。しかし、留置権は、弁済を受けるまで目的物を留置することができる権利であり、目的物の交換価値を支配する権利ではないため、物上代位性はなく、留置権は留置物の消滅によって債務者が受くべき金銭その他の物に対して行使することはできない。従って、本記述は誤っている。

以上により、誤っている記述はイとオであり、従って、正解は肢 4 となる。

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371（代表） ☎0120-319059（受講相談）

<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F

TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670京都フクトクビル6F

TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F

TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F

TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階

穴吹カレッジキャリアアップスクール内

TEL086-236-0335